

事務連絡  
令和2年4月17日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿  
各厚生労働大臣認可 

}	水道事業者	}	殿
	水道用水供給事業者		

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請  
並びに感染予防・健康管理の強化について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じており、経済全般にわたって甚大な影響をもたらしているところです。

こうした状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症にかかる雇用維持等に対する配慮に関する要請について」（別添1参照）にて、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣の4大臣により、一般社団法人日本水道工業団体連合会、公益財団法人給水工事技術振興財団、公益財団法人水道技術研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、公益社団法人日本水道協会、全国簡易水道協議会、全国管工事業協同組合連合会（以下「水道関係団体」）に対して、雇用維持等に対する配慮に関する要請がされたところです。

また、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」（別添2参照）にて、厚生労働省労働基準局より、水道関係団体に対して、職場における感染予防、健康管理の強化に向けての対策について要請されたところです。

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）におかれましても、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々を含め、有給の特別休暇制度を設けるなど労働者が休みやすい環境の整備、テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進、職員の感染の予防にむけた取組等をおこなっていただきますようお願いいたします。その際、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方々に十分な配慮をしていただくようお願いいたします。また、小学校等が臨時休業となる場合等もありますので、子どもの世話が必要な

労働者が休みやすい環境の整備など、別添 1 の要請の趣旨を踏まえた雇用維持等に対する配慮に努めていただきますようお願いいたします。

また、労務管理の基本的姿勢、職場における感染予防対策の徹底、風邪症状を呈する労働者への対応、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対応及び正しい情報の収集等、別添 2 を参考として、職場における感染予防、健康管理の強化に努めていただきますようお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましても、上記取組をお願いいたしますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 【参考】

- ◎ （別添 1）『新型コロナウイルス感染症にかかる雇用維持等に対する配慮に関する要請について』
  
- ◎ （別添 2）『緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について』

本件問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課  
鮫島、遠藤

電話：03-3595-2368（直通）

E-mail：[suidougi.jutsu@mhlw.go.jp](mailto:suidougi.jutsu@mhlw.go.jp)